中 今川 させた。 氏に代えて畠山 ノ下に乱入した。 の諸将に、 Ш 鎌 市)・小手指原 在 倉を回 陣は数年に 玉 復し 土屋 清を管領として基氏を補佐させた。 鎌 た。 ・土肥・二宮・渋谷・海老名・小早川 (所沢市) で会戦し、 わたり、 倉の留守軍 新 田 「義興 基氏は入間川殿とよばれた。 は の基氏らは、 越 後国 尊氏は石浜 K 退 鎌 5 たの 倉を脱出して、 で、 さらに新 (東京都台東区) 相 模の とうした布石ののち、 田 石浜の 軍 地は 0 再攻に備えて、 に退却、 尊氏の 応安定し 軍 新 た。 一に合流 田軍 文和五年 基氏を武蔵国 尊氏 は L 関 は直 戸 笛 (南朝 吹峠 義 神奈川 派 八間川に で新 で 正平八=1三 あ から 9 田 た 軍 鎌 上杉 -を破 在 倉 陣

尊氏は延文三年 (南朝 正平十三= 一三五八) 死去し、 基氏の兄義詮が将軍 となり、 兄弟 西 と東に

尊氏は京都

に帰っ

た。

方とよび、 兄弟 その の子孫の世襲であったが、 け、 鎌 蒼府 妹 郎等を引 基 を 基 の成立 氏 氏の これを補任する管領は室町幕府 きつ 此 室とし れ 者 分けて治める体制となり、 て鎌 1 た高師冬の甥師 た関係 E 倉を退去し、 = 背 関東管領は室 8 カ あ レ ナ 0 バ て関 伊豆 有 東国 東武 町将軍 立修禅寺 の管領と同じ地位を、 東を人々は鎌倉府とよんだ。 士 ハ が任命権をもち、 の 日 (静岡県) E 圧 無為 政 B に城を構えたが、 ナル 多か 7 0 シ 関東公方に対して占めた。 た 上杉氏に代わって任命された管領島: ため、 として、 さきに国清に管領をかわられて、 鎌倉府の つ 基氏に討伐されて逃亡した。 5 K 国清を追放 関 主は、 東武 士 京都 した 千 ただ関東公方は基氏 ・余人の 0 (太平記)。 将軍と同様に公 誓紙 Щ 玉 玉 国清は 排 清 守護 清 斥 は を 0

以前管領であっ

が関東管領となったが、

基氏は、

・豊田

・本間の面々が加

わった。

両軍は、

武蔵久米川

進

め

た。

伐の

最

将軍

義

満

は

陸

奥

•

出

羽

両

玉

しも関

東公方の

分国

K

加えた。

氏満

は

永

Ŧī.

年

鎌

倉

C

去

その

跡

を Ш

0 討

5

だ満つ

兼かれ 中、

は、

新

たに

分国となっ

た奥州に弟二人を送り込んだ。

満

貞

0

稲村は

御

所 応

満直

0

篠川

御 死

所

った。

2

玉 越 後に 去っていた前管領上杉憲顕の復帰を望んで、これを実現した。

と斯波 じ年、 上杉 めて 輝起し 死 降 民 義は 去 たが、 は 服させた。 京 貞治 将 都 ع あ では二代将 とは、 上杉憲 六年 が 対 翌年、 立 (南 一頭は、 能 L 朝 たの 憲 軍 年義 詮が 管領憲顕が六十三歳で死去、 0) 正平二十二= K 弟憲春が管領となった。 幼 乗じて、 主を奉じて討伐した。 死去し、 反将軍 一三六七) 十歳の 0 行動をとろうとするの 義 鎌倉で死去し、 満 つづいて金王丸は、 が しかし、 、将軍、 子能憲と甥朝房 公方氏満が、 細 III 九歳 頼之が管領とな の子 を諫めて が管領に任 平 金王· 室町 _ 揆に呼応 丸 憲春 幕 (氏語) 府 ぜ 0 は自殺 6 た。 0 れ 管領 L た下 캪 が 職をめ 両 年、 鎌 上 野 倉 杉 弟 武 0 0 憲 とよ 宇 3 蔵 主と 方於 つ 都 玉 7 ばれ な が 宮 K 細 氏 平な 管領とな つ 綱 た。 ĴΠ た。 頼之 を攻 揆がが 両 同

(一三九七) 支配と管領上杉氏関東公方の武断的 小 山若犬 丸ま が奥州 憲春の諫 氏満の 裁定に 会津 死によって反将軍 (福島県) 従わ ない K 自殺するまで 小 山 義政 的 行動を中止 征伐の つづ ため 5 した氏満は、 鎌倉を た。 そ 出 0 間 陣 康暦二 ï 氏 満 たが、 は 年 奥州 小 (南朝 Щ 氏 白 0 河 抵抗は、 天授六= (福島県 一三八〇) まで 応永 四年 陣

買 (共に福力 へって、 島県) 伊達氏の反乱を招 であ る。 満 兼自 V た 6 が、 \$ 鎌 倉を出 辛うじてこれを鎮圧 7 奥州 分国を巡行して威を示したが、 した。 青年公方満兼は、 管領 その 上杉 行動 朝宗 は、 奥州 百 豪族 上杉 憲定 0 反 0 感 補

•



足利公方邸跡 鎌倉市

都府

上杉荘を所領として上杉を名字と

行うこと十一年、

応永十六年 (一四〇九) 死去した。

上杉憲顕以来、

関東管領を独占した上杉氏

は、

と京都の

公卿

の勧修寺家の

流れ

で、

丹波国

(京 b

重房さ

0

東

御所から、

たびたび出陣して武断的な分国

経

営

佐をうけ、

義詮以来公方の御所である鎌

所在地を名字にしたものである。 た重房の子孫は繁延して、 山内 関東管領は、 ・扇谷・ • 犬りいぬかけ との上杉氏が独占し、 宅間の 四家に分か 0 関係 カン ややもすれ 6 れ た。 族 あげて足利方として活 そ れぞれ ば京都の将軍家に抵抗しようと 鎌倉市 内に 構 躍 えた邸 た。 宅 関 0 東

子が足利貞氏の室となって、

尊氏·

直

義を生み、

そ

重房の

孫清

とき将軍宗尊親王に従って鎌倉に下り、

に下っ

関東公方将軍 と水火の対決

てあとをつい

だ、

義詮と基

氏の

兄弟にはじまっ

た将軍

も関東公方も、

共に四

代

目

Iであ

る。

血

縁

する歴代関東公方と将軍家との調整役の

役割を果たした。

関係は薄れたが、

足利氏の流れであるという意識のみは強

S

との意識の下に行動する関東公方の行動は、

将軍

関東公方満兼の死 後、 当時 十三歳の長子幸王 丸 が、 将軍 義持の一 字を与えら ñ 7 持氏と名 乗 つ

0 82

倉浄

妙寺

2

L

正月十日、

族と共に鎌倉雪ノ下御坊で自殺した。

禅秀の鎌倉掌握は三か

月で終わった。

巷となる。 領上杉氏の努力によるものであった。 三代公方満 側 K \$ 刺 戦を与 相 模国 その 兼 れは、 「内にとどまって、 初め 和学 両 泉 者 が応永二十三年(一四一六) 0 (大阪府) 緊張をた 足柄峠を越えることなく、 堺で将軍 かめた。 しかし四代公方持氏に至って、 打 二代公方氏満は、 倒 0 の弾が 兵を挙げた大内義弘に呼応する行動を示した。 秀の 乱で 事なきを得たが、 ある。 義満に代わ Ŀ 一杉氏の調整も限界に達し、 って将軍 それには将軍と公方との になろうとする野 彼 6 関東 0 間に 行動 は 立 動 だ は 乱 0 Va 0

伐を命じた。 満隆と合流して、 ってい 田 守 乱 戦 谷 護 三 玉 が 秀は管領犬懸氏憲の法名で、 K (東京都) 将軍 た足 越 行 下野 わ 職 K n 利 落ち 0 応永二十四年早々両者は、 をね 義嗣 たが、 合戦では勝っ 那 須 Ó 公方持氏を急襲した。 0 らう義嗣 誘い 75 持氏方が敗北 甲斐の武田などを味方に引き入れ、十月二日、 た。 に応じて、 \$ 禅 たが 加 秀と満隆は わ ってい 政敵扇谷憲基と持氏に した。 足柄 稻村御所足利満貞、 峠 北と西から鎌倉を目指 ることを知 鎌 持氏は山 持氏は片瀬 を越えた今川 倉を掌 握 内上杉憲基 った 腰越を経 、勢にせまられて守勢となり、 篠さかわ 幕 相 挑発され、 府 模 御所足 は、 邸に脱出 武蔵に兵を出 て小 して進撃を開始した。 越後守護上杉房方 鎌倉 田 利 管領辞職 満直ななお した。 原 に逃れ、 0 を説 邸にこも 六月、 K L て 追い V 箱 て、 関東の 持氏の ح 根 0 駿河守護 てい まれ、 味方に多くの寝返り者を出 これを迎えらつ禅 下 Ш 総の 中 武士 残党討 た禅秀は、 K 千葉、 護今 隠 京都で将軍 n が Jή 伐 鎌 範 を Щ 倉 上 行 持 政 K 内 野 一秀は、 集結 憲 職 K 氏 0 禅秀討 基 を た 岩 叔父 して は ね 世 ح 松 6



足利義教画像

京都府 妙與寺蔵

び

L

S

態 鎌

度で

臨

N

だ。

下

総の

千

葉

甲

斐の武田、

Ŀ

野

常

再び

倉

0

主となっ

た持氏は、

禅

秀に

加

わ

つ た武

士に

対

7

き

別 陸 ح 0 K れ 0 支援 小 挑 6 戦 0 Щ 武 L 出たち <u></u> 4 7 一総の本 6 S

0

多く

は、

持

氏の

抑

えとして幕

府

カン

6 カン

特

揆

5

相

7

5

で武力討伐を行っ

た。 の岩

L 松、 L

L

た京

都扶持衆で

あ

5

た

た

め、

持氏

0

行動 が以

は 前

将軍

れ

将軍

一義持

は、

持

氏追討

軍

を派遣することを決

定した。 ح れ を聞い た持氏は、 二度も将軍に忠誠を誓う誓書を送

って、 討伐を免れ

義教と名乗って将軍となると、 L か し京都で改元した永享の年号を用いず、 持氏は憤 激 L L か 直 し正長元年 ち に兵を率 (一四二八) て京都は 京都 から 将軍義持が K 攻 独立する意志を示した。 め上ろうとし 死 K たが、 天台 座 管領 主 義 ح 闰 n 杉 が 還 K 憲

あることは、 に兵を進めた。 た \$ V うまでも は 憲実は、 P され ない。 までと 救 V を幕 憲実は、 永享七年 特府に求 鎌 めた。 **漁倉を出て** 四三五)、 義教は、 て、 持氏 領 玉. 天 は 皇 野 憲 実 0 K

去っ

た。

持氏は憲実を追って武蔵府中

(東京都)

を捧げ

t

怨敵降伏を祈っ

怨敵

が 将軍

一義教で、

諫北

聞

カン

ず、

当時 幕 府 た。

料

玉

7

ある

信

濃 玉

K 兵

を進

3

実 対

K L

諫

8

6

れ

て中止した。

義教は、

富士遊覧と称して駿河国まで下向して示威

L

たが、

持氏はこれを無視

Ļ

鶴

岡

八幡宮に

血書

0

願がかれ

俗

7

な

憲

実

0

嗣

子憲忠

が

管領とな

つ

て、

鎌

倉府

が

再

興

され

た

が

幕

府

0

東国

K

対する

権限

は強化さ

れ

公方

0

権

2

焼き払っ

た。

成氏は下総古

河が

(茨城県)

K

のが

れ

再

び

鎌

倉

に帰

6

な

か

0

た。

古河

公方の

はじ

まりで

あ

り、

時

は

康

を申 南 命 下 をうけ し入 n て、 た 相 征 が 模 聞 討 玉 守 カン 軍 れ を 護 ず、 出 浦 一発させ 鎌 時 倉永安寺に 高 た。 P 憲 ح の 実 分方に 幽閉され 軍 は 箱 寝返り、 根 た。 路 足柄路 憲実は持氏 鎌 倉を 襲っ を 東 進 0 て 放火 助 L 命 を義 憲実 L は上 教 持 氏の K 請 野 邸 らた を を焼 出て分倍 が 聴 き払 か れ 9 河原 ず、 た。 持氏 持氏 東京 は は 都 叔 和や 陸で K

満っただ ら三十余人と共に自 下 総の 結城 氏朝 殺 は、 L 持氏 た 0 遺児安王 丸 • 春王 丸を奉じて兵を挙げ た。 戦 は 翌年に 及ん だが、 結城

戦死、 安王 春 王 一は捕 えら れ 京 都 K 護送される途 関東公方に空白を生じ、 中、 斬ら れ た。 世 K S ら永享の 乱 と結 城 合 戦 0 あ

鎌倉は

山内上

一杉家の

掌握

するところとなっ

た。

氏

朝

は

持氏

0

自殺に

よって、

そ十 鎌倉を去る公方も管領も 车 間 0 平 和 が つづい 永享の たが、 乱の発端となった上杉憲実は、 宝徳 元年 四四四 九 持氏の遺児成氏が迎えら 主を殺したとして出家した。 れて関東公方となって鎌 公方を欠く 相 模に 倉府 は、 0 主 およ لح

成 限 す 氏 は 0 格 など優勢を 成 御 段 氏の 所 K 鎌 縮 倉西御 派 小 され 示 遣 軍 Ĺ と相 た 所 た。 が、 K 模島 誘殺した。 成氏は父持氏 幕 河 府 原 0 命をうけ (平塚 憲忠の 0 市 旧 に戦 家宰長尾景仲らは、 た駿 臣た 河守 いい ちと結 護今 常陸小栗城に N Щ で、 範忠 公方の 憲忠 6 が鎌 立 権 7 0 籍等 弟 倉に 力の 房な 0 攻め た。 顕き П を 復 入って、 成氏は自ら出 お を めざ し立てて、 成氏 親 陣 扇谷 0 幕 御 L 派 上杉持 所 てこれ 0 以下 管 領 をす を攻 朝 憲 忠 ベ 3 連合 を 7

正元年 (一四五五)

である。

中 (一八〇) から およそ二百七十五年目、 初代関東公方基氏から四代およそ百年目である。

鎌倉が政権の所在地としての生命は終わりを告げた。

戦 谷上杉は、 掌握されたが、 集まり、 n をうけた。 は詩文の道にもすぐれ、名家宰の名も高く、 か ったのであろう。 た ったが、 幕府は、 (家臣の長)長尾氏、 道 灌 扇谷上杉は勢いを失った。 との名家宰によって扇谷上杉は、 武蔵国河越城を本拠として、 の子資康をはじめ、 扇谷の名声をねたむ山内上杉の讒言によって、 成氏のあとを補うため、 成氏が古河に去った後は、 箱根路を越えることなく、 扇谷上杉では家宰太田氏であった。相模・武蔵は扇谷上杉の守護国であり、 道 灌と行動を共にしていた多数の国人衆も、 将軍義政の弟政知を関東に下向させたが、 成氏に対抗する姿勢をとった。 彼らも鎌倉を出て、 古河公方の抑えとして彼が築いた江戸城には、 山内上杉をしのぐ勢いとなった。 伊豆の堀越にとどまって、堀越公方とよばれた。 道灌は、 山内上杉は、 主君上杉定正の糟屋荘 しか その守護国上野国白井城に移 直ちに定正から離れて山内上杉側 し実権を握る者は、 鎌倉には彼を歓迎しない空気が強 両上杉は連合してたびたび成氏と (伊勢原市) 京都の文化人の来訪 鎌倉は上杉家に 山内上杉では家 家宰太田道灌 の館 で殺さ り

頼朝が鎌

倉入りし

た

治 承

四

年

扇

K

子茶々丸があとをつい 原 城 を 攻 略 なが 5 文明十四年(一四八二)古河公方成氏と室町幕府との間に和睦が成立し、 国の支配を承認した。 堀越公方政知は だが、 小田原北條氏の興亡 内紛のために不安定であった。 小国領主にすぎなかっ 関東公方の復権である。

急襲して茶々丸を殺し、

韮山城を築いて伊豆

(静岡県)

の主

駿河守護今川氏に寄食していた伊勢宗瑞は、

たが、

それでも伊豆を去らず、

八年後に病死

L

た。

堀越公方には伊豆一

国を領国としてみとめた。

幕府は成氏に関東九か

公方とい

5

早雲寺蔵 箱根町

北条早雲画像 原市) 扇谷 将であった小田原城主の大森氏頼が死亡し、 6 となった。 公 方 成 氏 ・ 返されていた。明応三年(一四九四) n Ī. て自殺した。 七沢城 杉の 部 Щ とのとろ、 部将の三 [内上杉顕定の連合軍 (厚木市)・菅谷 義同 浦 相 は上杉氏で母は大森氏、 郡新井城主三浦 武の地では、 (埼玉県) との 扇谷上杉の有力な部 時高 • 戦 扇谷上杉定正と古河 原 が、 が (埼玉県) 等でく 同 実蒔原 時高 義にあっ 年、 同じく 0 K (伊勢 攻め

堀越を

城

には子の義意を置

5

た。

相模

の大地はすでに

戦

国の様相

を呈していた。

中 となっ 7 S to て が、 母方の 浦 氏となっ 大森氏 た が、 の支援で 時 高 新井城を攻 に実子が 生ま 略 れ したので た ので疎外され、 ある。 義同 三浦 は 岡 を脱が 崎 伊 勢原 れて小 市 田原で出家し、 平塚 市 K 居 が城を構 道寸と称 新 L

三国 は 明に 共に た。 K 杉 顕定 喉 奮 共に宗瑞も うし 一交通 尚 部 彼 戦 か 崎 が、 し宗 K 浦 0 玉縄 たたた 城 た状況に乗じた伊勢宗瑞は、 行 0 義 叛臣長尾 要衝 瑞 同 動 真然 抵抗して、 城 は めであろう。 は 0 次第 居 である当 (鎌倉市) 城 城 城 岡 景が を弟弥次郎 K K 崎城を攻め、 東 春は 移 多数の郎等を失う大打撃をうけた。 を築き、 麻 相模に拡大したのである。 の与党を討 2 永正 た。 宿 和 宗瑞 元年 K 模原市) に進駐させ、 ま 鎌 小坪 伐のため か 0 倉 $\widehat{}$ 明応四. 関 せ、 0 五〇四)、 建長 東進 (逗子市) 自ら 田 西相模に侵入すると、 年、 円覚 は 0 第 小 扇谷上杉朝良を助 伊 に逃れる義同を追尾して、 永正 由 豆 東慶寺 韮 歩 原 三浦氏を助ける江 九 山 0 城を急襲 年 城 あ に帰 に公事免除状を出 恐らく宗瑞の り 五二 関東 って してこれ めけて武 大森藤頼をはじめ、 領 心は新 国 宗瑞は、 戸の太田氏を分断するため、 **蔵立川** 存 を攻 伊 L 豆の 在 V 初めて鎌倉に入り、 時 略した。 を L 経営に 三浦 代 相 て鎌 原 模 を迎 (東京都 氏攻略を決意 0 六 倉支配者たることを示 武 三浦 城 専念した。 えることとなっ 七月、 主大森藤 士 0 0 • 立川 太田 間 別 K 義 市 翌年、 賴 知 同 動 上 隊 とそ 6 0 K 子氏 浦 を相 本 せる 田 た 山 0 半島 城 0 兵 た 内 綱 武 甲 L 3 H 1: 族 井 0

城を攻めて義同父子を自殺させた。

ととに鎌

倉時代以来の

相 そ

模の名族は滅んで、

相模全土は宗瑞の平定するとこ

浦

氏

救

援

K

か

け

0

け

た

江

戸

城

主

太

田

資

康

を

戦死

させ

た。

0

上で

永正

十三年

五五一

ろとなっ 名である。 た。 宗瑞 は、 家督を子の氏綱に にゆずっ て伊豆に引退し、 永正十六年 三五. 九 病死 した。 早雲はそ 0 法

条氏とよぶ 東国に覇を制す小田原北条氏 氏 網は印判史上有名な が、 この氏自身は後北条と称したことは 伊勢宗瑞が北条を称した確証はなく、 五二三~四)ころのことである。 「禄寿応穏」 0 が印文に臥 した虎を な 鎌倉の北条氏に因ったことは疑い 北条氏と改めたのは、 画 いた虎の印 判を使用し 氏綱の代で、 て相 なく、 豆の民政に 大永宗 後人は一 つとめ、 般に 兀 年 後北

倉

・小田原近辺の村々に、

戦国大名としてははじめて

•

鎌



北条氏虎印「禄寿応穏」

鎌

倉に侵入し、

鶴岡

八幡宮も兵火に

か

カン

って焼失した。

谷 中部武蔵にすすめ 本氏も氏綱に内応し、 をその版図に加えた。 浜市港北区) て江戸を奪 検地を行った。 上 杉氏 \$ 各地 S を修復し 家臣遠山直景を城代に K 大永四年、 転 た。 戦 てととにも城代をお とれ これをみた上杉氏の臣毛呂氏 とれに応じて氏綱は、 安 に対し河越城 氏綱は、 房 0 里 見氏 扇谷上杉朝興と戦 おき、 を本拠とする V て、 その 海 1 を渡 机 南 前 城 武 2 線 (横 尚 蔵 を

0

相

豆の領主であることをみとめた

のである。

中 # 氏 せ 綱 6 れ は、 天文: 後 K 同 年 宮 0 (一五三三) 再 建 につとめるが、 伊 豆 0 御 料 所の 恐らくその勧 貢 租催 促 進を 0 た 機縁 め、 勅 に京都にもみとめられ、 使が 氏綱の 下に下 向 してい 左京大夫、 る。 朝 従五位 廷も 北条 下 氏 K 叙

る。 東松山市)に逃れた。 朝定も氏綱に対立の態度をとったので、 方でも、 加 K 四 「これで当 侵入し わ 年に とう 天文六年 った軍を率いて上杉軍を追撃して、 ί は、 主家両上杉家のとどまることの た情勢に、 氏 「国も安泰であろうと喜んだ」 放火 綱 (一五三七) が 駿 狼籍を 刻河の今日 河越城 関東公方が古河に去って以来、 四 0 川氏輝 一月に、 0 限りをつくした。 扇谷上 を助 扇谷上杉家の当主 杉氏は、 け 武蔵入間川で打ち破った。 ٤ 氏綱は ない動員に で甲 氏綱 鶴岡 斐に 領域 つい 出 0 八幡宮社僧快元僧都は記 は、 一朝興 K 離反して、 陣 奪回をは 武蔵 管領 河越城を攻めおとして占拠した。 0 す が、 うきに、 扇谷上杉氏の本拠となった河越城は氏綱の手に入り、 • 安房 かり、 本 ·拠河越城で死 氏綱に心をよせる者が 再 度 領国外 上総等、 天文二年 人上杉軍 の武士を動員できたの しとどめ 領国化 大磯· は N 大磯 だ 0 平塚に侵入して 7 を して あら 聞 平 V 朝定 る。 塚 5 S た相 われて ない • は、 朝 宮 模 地 興 は、 松 0 5 域 0 • た 放火し、 あ 0 小 Ш 百 とを ح 武 和 城 か 姓 れ 士: 6 6 绮 6 た 0 で 鵠沼ま ちも は、 0 天文 玉 S あ 県 だ 地

戦死させた。 天文七 翌年には反転して駿河今川氏を攻めて富士川以東をその 五三八) 十月に、 下 総国 玉 同府台のだい (市川 市 に 小* 弓御 所足 版図に加えた。 利義 明 安房 0 こうして氏綱は、 里 見尭 明書 2 戦 2 て、 その版 義 明 図

北

条氏の

勢力範囲

は、

武蔵国の

大半に及んだ。







二代 北条氏綱

市

厚木市

茅ケ崎

市

藤沢

市

津

久井郡)

武

蔵

東

南

部

ま

た

央 宗

部 瑞

三代 北条氏康

四代 北条氏政

社

0

0)

再 復

明 宮

箱根町 早雲寺蔵 道寺氏を鎌倉代官として、 興 が 伊 を 着手し 保 北条氏三代氏康は、 豆 K 氏小 西 覚園寺、 護、 の曲 K はとく 一島神社 東に 民北 た検地をす 地 、に苦心 頭 政条 拡 足柄· 等の らの め た 興 氏 復興 した 綱 介入を禁止するなどの 上郡大井宮などの につとめた。 0 で、 す は、 め、 河越 が、 K \$ 戦 相模を制 天文十 城 これ 寒川 つとめ 0 奪 場 回 らの 神社 は、 里見氏に 圧する をは た。 年 所領 事に当たらせた。 相 また鎌 箱根権 模 か 保 焼 る上杉氏を撃退すると、 0 か Ŧi. 次護を加 き払 課役を免除 ら遠ざか 一二 現 民 倉本覚寺 わ 心 安定の 文 玉 れ K 府 た つ は 鶴 鎌 津の 明 岡 た 倉 相 六所 には 月院 め神 境 模 内 中

甫 K 市 轄領 登録され 十二年には相模の 清川 村 給 た給 人領 と武蔵の南 人 寺社 寺社 中 領全体 -央部 部 • $\widehat{\mathbb{II}}$ 百 (大磯町 1姓は、 崎市多摩区· に検地を行っ • 平塚市 直 接 東京都町 北条氏 た。 厚 検 木 市 K 地 田 把 市 K 伊勢原市 握 ょ 横浜市南区) さ 0 れる て لح 検 海 百 老名 地 時 0

重

臣 竹

中

Ŧi.

古文、

畠は百六十五文を基準として表示し、

K 進 玉. 米で表示してい K 行 \mathbb{H} 丙 全 彼 畠 が 玉 疲弊したというので、 6 0 検 貫高 + 0 地 諸 应 (大閤検地) 権利 # 0 た年貢高 紀 四覧を懸銭とする新税目を設けた。 段銭 は北条氏によって保証されることになる。 0 \bigcirc (分巻) 先駆をなすもの 国平均に田一 諸 々の公事をやめて、 を、 貫高 段別に一定の銭を徴収する) と評 (分散) 価されている。 棟別銭は、 で表示したものである。 代わりに百貫文の地から六貫文の役銭を出すことに ح 0 貫高制 従来の五十文から三十五文に減額され 大名の領国支配の台帳というべきもので、 天文十九年 は、 徴収がくり 鎌倉中 (一五五〇) 期 小田原北条氏の貫高は、 返され から 始 たことなどか ま には、 0 た 荘 戦 袁 場 年 K 5 貢 駆り 田 0 代 荘 豊臣秀吉 段当 銭 改 出 制 さ 納 め た 0 制 れ は 别 n 7 が

る。 果をも \$ ح 戦 のとして有名である。 0 貫高制 玉 |大名のうち 大名 前 は、 は が 鎌倉を目ざした道路は、 地 大名には軍役の定量化、 西国では 頭 領 主 在 毛利氏、 地武士) 東北では伊達氏なども貫高制を採用したが、 か 6 小田原中 領主にとっては 棟別銭 心に整備され、 段銭 軍役を完全に徴 定年貢の確保、 北条氏の発行する手形で伝馬 発するため 農民にとって 小田原北条氏は、 0 8 は 0 であるとさ 年 責 を利 0 固定化 その先駆 用 すること れ 7 0 効 的 V

倉に V 7 5 きる わ 0 制 つ 元祖外郎定 て小 度 以 B 山 ととの 原 が えら 春は 関 \$ 東の れ 中 永正元年 交通の 心となり、 要衝 (一五〇四) 盛 K は ん 宿や市 なときに 宗瑞の招きに応じて小田原に定住したものである。 (多くは月六回 は外国 船 心も到着 開 かれるので六斎市とい L 小 田原で有名な丸 5 八薬透頂 が C 6 カン れ 通 た。 称 鎌 5

戦乱の世 2

た。 🖰 後北条氏の支娘 天文二十三年 ₩ ○ III 0 1 松井田 足利 作列 が続の 解林內 11: 101 莱塘 Ŧ. Ŧ. 心器付 四 MX 国际上拉氏 内流山 K は、 世紀 河村久井 古河 JUL II 王城产 大多芘 公方晴氏 THE LIE が 一下数: 氏 綱 0 女の 小田原北条氏の主要支城と勢力圏の推移 行役 十一 さ 氏 謀 生んだ義氏 5 づ 政 氏 な せ 所小 L を記 藤氏を追放し義氏を古河公方としたが、 年 た。 て氏康に背 5 た古河公方は終 領田 高基 (一五八三) 役原 載 ح 軍 役 帳衆 で斥け、 0 L • 晴氏 帳 た 役帳は、 永らる が \$ 臣 Va 别 0 K た。 嗣なくして死去し 義氏 家臣 で K わ 貫高制 あ 小 ŋ 氏 0 年 < 3 を告げ 康 田原衆所領役 の五代およそ百三十年 0 女の 6 が は K 五五九) n たで 軍 ょ た 古河 生ん 役 って家臣 だ子藤氏 あ は 城を攻 氏 た。 ろら 帳 記

(新潟県) 天文二十年 (一五五 守護代長尾景虎 氏ます (のちの上杉輝 は、 山内上杉憲政を上野国平井城に攻めて厩橋 虎 謙信) の許に走らせた。 氏康は、 城に追い とうして上野国をその 出し、 さらに 領 領 域 玉. K 越 加 後 文 玉

載

れ 0

T

ح さ

5

わ

れるが、

今日伝わってい

な

成

氏

天正

晴

と共

綱

は

を作

6

知 成 家

L 縄 は 衆を た 属 氏 す 北条氏最 康 門の 指 る家臣を小 は、 小 揮 田 松 原城 者を充てた。 す ح Ш る外 高 0 衆 0 年 下 ,田原 Ö K 権 まで (松山城) 須 威 藤 領 をも 衆 の検 惣右 北条氏の当主は、 内 地をも を歩 支城 つ 伊 虎朱印 衛門 豆 きま に属する家臣を 衆 とに、 は、 小状を発 (韮山城) わ 唐智 3 紙 唱門も 家臣 行 領 • 鍛治 とい 師と L 玉. 0) 玉縄 た。 [支配を評定する小田 知 舞々師 行高 V, 大工 との 衆 各 (玉縄城) 貫 - 大鋸 当 などの 城 高 一主を守備する 主には、 を定めて、 引でき 遊芸人 • 津 • 人并衆 宗瑞 革 [原評定を裁定し、 作 や 以来の 0 ŋ 本城 が、 石 • (津久井城) 表具師 切 御馬廻り 重 ŋ (小田原 臣 • 鍛造 0 常時、 青貝 衆山 豆相生まれ • 城) 小 でう • 細 大工 あ 机 か支城 る。 虎岛 工 衆 印光 0 などの 示 螺鈿の 判を 玉 0 K 机 家臣 縄 配 城 職 備 師 城 持 X 主 か、 ち んを支配 江 銀 は、 歩 細 ある 本 戸 玉 5 衆 城

貫高 别 て軍 6 を家臣 5 3 0 K 賦 家臣名とその 一役 が 七万二千 とし 課 小 0 知 確保 行役が 7 田 原北 組 一貫文で がを目 織 条氏 知 割 Ĺ あ 行 た他 的 ŋ つる。 とする 充 領国内の 所 てら 0 玉. との 郷村 衆を れ 反 配下に 郷村、 役帳 面 名 る。 保 は 貫 ح 居 0 お 護 高 住 き、 K 北 知 が 条氏領 も意を払うも 0 列 行役の台帳とし 北条氏 武士 記 L 上を示す 国 7 あ 全域では 族は一門衆と称 0 貴重 て、 0 と注 7 なく、 その な史料である。 作 目され 6 総数 れ 八王子 た した。 る。 は、 0 が 城 知 小 行 それぞれ とくに • 鉢だながた 主百 田 原 職 城 衆所領役 六十人、 の衆の 人衆を組 岩槻城、 帳」 武 八百二 織 士 などの で は、 L 十 たことは、 あ る。 Ė. 貫高 分を欠い カン 村 K 15 応じ 7, 彼 衆 7 総

との

帳

では、

三浦

郡を

除

5

た相

模川

以

東の

鎌

倉

高

座二

郡

を東郡、

JII

以

一西の

大住

愛甲二

郡

を中

郡

余綾ぎ

•

足

師

絡ら

物。

師し

紙なすき

•

刀柄

細

工

師

などの

職

人を傘下にして職

人衆を組

織

Ĺ

た。

秦野

城

主

は、

足

軽

衆

や

在

来

0

武

+

94

猛

b

が

之を追撃

L

愛甲

峠

(愛川町)

で戦

0

たが、

峠

の上に

陣どる武田勢に

反撃され

敗

北

L

た。

氏

康

が

病

2

上 足下 。 二 一郡を 西 郡 ٤ L 愛甲 郡 0 北 西 部 を 割き 5 て津 入井 郡 ٤ L 7 V る。 2 0 うち 中 郡 لح 西 郡 が 小 田 原 北

0

関 氏 東 出 合常な 甫 甲 轄 兵 越 を 領 駿 要 き て 請 あ 役帳 L 上 た。 衫 た 憲の が 心政は、 景 できて 虎は、 間 守護代長尾 B 永禄三年 なく氏綱は隠退して、 景虎に関東出兵を希望し、 $\widehat{}$ 五. 六〇) 憲政を奉じ 氏になり が小 て上 田原城主となっ 常陸 野 玉. 0 K 佐竹義昭 出 兵 Ĺ た。 北 越後に 安房の一 条氏 0 里 逃 部 見義も れ 将 た関 0 尭な 守 東管領 P 3 沼 景 田 虎 Щ 城 0 内

三月小 り ح 0 さきに 間 K 田 長 原 古 尾 城 河を追わ 景 下 、虎は、 に侵入放 鎌 n た足 倉 火したが、 鶴 利 岡 八幡宮神前 藤氏を古河公方として、 小 茧 原 で、 の北条軍 上杉 憲政 は 籠 越後に から 城 L りゆずら 7 引 敵 き上げ 0) 消 れ た関 耗を た。 東管 待っ 2 領拝賀 たの 0 とろ、 で、 0 式 東国 遂に を 行 は 越 5 後勢は 飢き 饉 Ŀ K 杉 撤 お 姓を名 退 そ わ た。 n 乗

馬県沼

田

市)を攻略

L

進

W

7

松

Щ

城

(埼玉県松山

市

を守る氏

入康をせ

め

籠

城す

る北条軍の

す

きを

ぬ

つ

翌年

て、 百 景 位姓は 虎 侵 入軍 政 と重 虎 輝 なる天災で身売りするも 虎と改名を重 ね なが 5 0 さえあ 上 野 玉 2 K 侵入すること十 た。 氏 康 は 徳なない 应 令を 回 K 発 Ĺ 及んだが、 7 救済 K 当 北 条氏 た 0 康 た ح

\$

n

杉

まで 睦 同 盟関 係 K あ つ た甲 -斐の 武田 ع 0 間 K 駿河 0 今川 氏をめぐって戦うことなり、 晴るのぶ は、 碓氷峠な を越えて侵入し、 上杉氏 と和 睦 を結 んだ。 田 和

成 攻 を 立 加 L た一 えた。 カ 月後の 北 条氏 郡 永禄 は 增* ح 十三年 0 た び (一五七〇) \$ 籠 城 戦 年 術 を 九 لح 月 7 7 武 数 田 日 0 武 田 . 勢 を撤 退さ せ た。 滝 Щ 城 十月に 東京 都 は 小 主 北 条 原 氏 城 死 照 K



三増合戦場跡 愛川町

議が成立して戦は回避された。

五年 信 長の死後、 (一五八七) 天下統 九州の島津氏を降し、 一の業をひきついだ豊臣秀吉は、 十二月関東・奥州の諸 天正 +

ら駿河国を与えられた徳川家康と対決することになったが、

島に追い

払った。

氏直は、

甲

斐・駿河

への進出を企て、

信長

カン

和

が殺されると、

氏直は厩城の一

益を攻めて、 との年六月、

その本領伊

勢

国長

無視できない状勢となったが、

厩城に入った。上野国を領域とする小田原北条氏にとっては、

五八〇)、氏政の譲をうけて、子氏直が小田原城主となった。 L L 氏政が当主になっても、 越後の上杉も上野国 への侵入を重ねる中に、 甲• 相 は和睦と対戦 とを 天正八年(1 < ŋ 返

の武田氏を亡ぼし、 氏 亡 び る小田原北条 義元を亡ぼし、 このころになると西では織田信長が駿河の今川 東へ の圧力を急速に強め 天正十年 (一五八二) た。 武田攻 K は 8 甲 0

Ŀ 野国 功 斐

労賞として、信長の家臣滝川一益に上野国が与えられ、

96

本能寺の変で信長

2

と迫った。

らず、 大名に向 武力をもって争うことなく無事 かって天下 - 「惣無事」 令を発し、 にはかららべ その実行を徳川家康に命じた。 しという命令である。 これに先立って北条氏は、 「惣無事」令とは、 天下一 相模 同何事によ 南武

蔵 伊 豆 一の村 々に総動員令を発した。 5 わく、

事。

当 一郷に 侍児だが -を撰 んばず、 自 **|然御** 国 国 御 用 の の研究 召しつかわるべき者を撰び出 L その名 を 記 す べ き

無用 との に候。 道 具、 然らば、 弓 鑓り 権門の被官と号し、 鉄砲三様の内、 何成共存分次第。 陣役を致さざる者、 但し、 或いは商 鑓は竹柄にても、 人 或は細工人の類、 木柄にても二間 十五~七十を限 より短きは

腰さし類のひら 武者めくやうに、 支度を致 すべ き事。

つ

て記すべきこと。

ょ き者を撰び 残 L 夫同 然の者申し付け候はば、 当郷 の小代官、 何時 も聞き出 し次第、 頸を切 3 べ き事。

ح 0 走廻を心がけ 相 たしなむ者は、 侍にても凡下にても、 望に したがひ、 御恩賞有るべ き事

の五 K や修 1 か条を触れ回した。 洛 理 て秀吉 武器 とれに対し氏直は、 0) 製造、 に謁見すべ 兵 同じ内容の触れが、 糧 きことをすすめ、 0 韮山城主の弟氏規を上洛させ、 確 保 兵員 の大増強が行わ すでに引退した氏政によっても出され b し自分の n 忠言をきかなけ た。 豊臣る わ せて、 秀吉と同 家康と和議の条件の一 n ば、 盟 氏直 を結んい た。 K 嫁 だ徳川 とれと並 5 で 家康 5 つで北条氏に引 る娘 んで、 は、 督促 支城 氏 を返 7政父子 の増

あ

K

預け、

氏邦の部将が守備した。

中 き渡すこととなっていて真田氏の反対で実現していない沼田城の件の処置を請うた。 地 は利根川を隔てて、 三分の二を北条氏に、三分の一の名胡桃城は真田氏の墳墓の 沼田城の対岸にある。 北条氏はこの裁定に従って沼田城をうけとり、 地であるから真田領と裁定した。 秀吉も了解 鉢形城主北条氏邦 沼 田 城 の三

を唱 発し、 野 主 戦を構えて包囲されては、 構えた。 籠城によって撤退させた先例を過信したのである。 老集まって評定を重ねたが、 嵌 山 天正 論者の氏政・氏照、 K えた小田原北条氏の終末である。 退去を命じた。 徳川 一十七年 (一五八九) 十月、 方領 氏直 家康ら先鋒十四万と合流 国 の弁解を斥けて、 内にはりめぐら 遺臣の多くは、 鎌倉代官大道寺政繁、 なす術もなく、 結局、 沼 北条氏討伐を、 した北条氏の支城も、 田城守備 籠城して秀吉軍を迎え戦うことに決定した。 L 相模国は、 己の居村に帰農した。 四月三日に小田原に到着、 七月五日、 の部将は、 松田城主松田憲秀の四人に切腹、 以後再び東国の中心となることはなか 徳川家康を通じて通告した。 秀吉は天正十八年三月一日、 利根川な 氏直は城を出て投降、 戦 わずして開城するも 早雲以来五代百年の を越えて名胡桃城を攻略 城を見下ろす石垣 翌日には城を開け渡した。 小 0 さきの上杉・武田両度の 間、 氏直・氏規ら三百余人に紀伊高 相 三万二千の兵を率いて京都を出 田原城では、 つい した。 小田原城 山に城を築い 5 だ。 た 秀吉は、 数十万の大軍 氏政父子はじめ宿 にあって関東に覇 て、 裁定を破 持 秀吉は、 侵入を 久戦 K 持久 を

近世

ょ

足柄

上

郡大井町

地域

0

命じてい

る。 現在

農村の荒廃の実況は、

小田原落城の翌年の天正十九年

(一五九二)、

小田原城主大久保忠隣の検

地

1

は

た、 K B

屋 れ

敷

は 篠窪

村十五戸のうち七戸、

幕藩体制下の相武

江戸に幕府が ひらか れ

を出 止を命じた。 村を命じ、 である。 乱治まる L 小 第二条で軍隊の放火乱暴を禁止し、 農民の安定をは 田原城を包囲した豊臣秀吉は、 漁村には第三条で、 と両上杉の対立から始まっているので、二百年に近い。 小田原城の落城は、 かっ た。 漁船に対する不法な賦課の禁止と、 その第 同時に百余年にわたる戦国の終わりであった。 落城以前から相武豆三国にわたる村や寺社 条は、 第三条で、 戦火をのが 百姓や寺社と、 れ て耕地や住家を放棄してかくれ 漁民の出船を促し、 その結末にのとったものは、 寺社の門前百姓に対する不法行為の禁 相武の戦国 (百例近い) に三か 漁業税を上納すること の世は、 てい 農村 た庶民 条の 古河公方 の荒廃 禁制 の帰

耕地全三百五十二筆のうち二百七筆が荒れ地・不作地となっていた。 金手村四十六戸のうち十八戸 金子村では、 全耕地 の六六覧 が 篠窪 明屋敷となってい との状況は、 村 では四 八気が荒廃となっ 相模の他の地方でもほぼ た。 大友村 (小田原 7 る。 市 0